個別留意事項

## 対応する目標案

D 限られた資源を効果的に活用するため、目標において重要度を付す項目を絞るなどして、業務のメリハリ付けを行ってはどうか。

また、業務のメリハリ付けを行う前提として、法人が必ず担わなければならない研究分野の存在や法人の持つ強み、弱みを補うための他機関との連携の必要性、ワクチン開発・生産体制強化戦略等の政府方針の中で法人が担う分野などを踏まえて、法人の役割をどのように位置付け、どのように活かしていくのかを目標において明確にしてはどうか。

○ 限られた資源を効果的に活用するた | 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人を取り巻く環境の変化>

「ワクチン開発・生産体制強化戦略」(令和3年6月1日閣議決定)において、…(略)…「平時から、ヒト免疫、ゲノム、AI 等との融合による感染症に留まらない先端的アプローチを通じて、…(略)…緊急時に迅速なワクチン開発を可能とする体制を構築する」ことが必要な施策として位置づけられている。

具体的には、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興・再興感染症対応のワクチンや免疫システム等を応用した医薬品の開発、創薬標的枯渇問題に対する抗体核酸等の新しいモダリティ開発、難病等の創薬標的発見に向けた AI 開発については喫緊の課題として取り組んでいく必要がある。

健康と栄養に関する分野に関しては、「健康・医療戦略」において、健康長寿社会の形成に資する具体的かつ重要な取組として、「健康日本 21 (第二次)」や「健康寿命延伸プラン」(令和元年 5 月 29 日厚生労働省 2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部策定)等に基づき、子どもから高齢者まで全ての人が健やかで心豊かに生活できるよう、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進することが位置づけられている。(3頁)

- ※重要度を付す項目は以下のとおり。
- (A. 医薬品等に関する事項)
  - 1. 基盤的技術に係る研究及び創薬等支援に関する事項【重要度高】
  - 2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援に関する事項
  - 3. 医薬品等の開発振興に関する事項
- (B. 健康と栄養に関する事項)
  - 1. 国民の健康寿命延伸に資する科学的根拠を創出する基盤的・開発的研究に関する事項【重要度高】
  - 2. 栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装並びに政策提言に向けた研究に関する事項
  - 3. 国際協力・地域連携に関する事項
  - 4. 法律に基づく事項
- 令和4年度に予定している旧健康・栄養研究所の大阪移転を契機として、旧医薬基盤研究所と旧健康・栄養研究所の統合の効果を更に継続的に発揮できるよう、両研究所の事務レベルでの融合を更に進めるとともに、両研究所及び外部と
- 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の現状と課題>

- 国立健康・栄養研究所の大阪移転に伴い、関係機関等との連携による持続可能な社会における健康的なまちづくりへ参画し政策提言にも資する取組が求められており、移転後の研究人材の確保や安定的な業務運営、組織の見直しが課題となっている。(2頁)
- のやり取りを一元的にマネジメントでき | 第4 業務運営の効率化に関する事項

る体制を構築するための課題や必要な取組について目標に盛り込んではどうか。

- 1. 業務改善の取組に関する事項
- (1)効果的かつ効率的な業務運営
  - ・ 国立健康・栄養研究所の大阪移転に伴い、業務運営体制及び研究体制の効率化を図る観点から、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所の事務部門を統合し、事務作業の効率化及び ICT 化を含む管理部門業務の最適化を図るとともに、新たに研究支援部門を設置するなど、研究シーズの相互利用の推進による統合効果の最大化、研究成果等の知的財産権の適切な管理運用体制の強化等を進めることにより法人の一体的な機能強化を図ること。(10頁)
- 共同研究や受託研究について、民間企業との共同研究等を実現していること自体を、社会実装のため民間のニーズに適切に対応していることの証左と捉えて、具体的な研究成果だけではなく、その件数や金額等を適切に評価できるような指標を設定してはどうか。

## <評価軸・評価指標等>

- (A. 医薬品等に関する事項)
  - 1. 基盤的技術に係る研究及び創薬等支援に関する事項

(評価軸)

・研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。

(評価指標)

- 具体的な取組又は進捗事例
- ・他機関等との連携状況
- 共同研究等件数
- 外部資金獲得件数
- ※「2.生物資源に係る研究及び創薬等支援に関する事項」も同様。
- O HFNet(「健康食品」の安全性・有効性情報サイト)を始めとする健康・栄養分野の情報発信について、情報発信サイトの存在を国民に広く認知してもらう観点や、一般消費者のニーズを踏まえた掲載内容の質の向上を図る観点を踏まえた指標を設定してはどうか。
- 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

本研究所の活動内容や科学的根拠に基づき証明されたデータ等を国民や地方公共団体、民間企業等で有効に利用されるよう、<u>多様な手段により積極的に情報発信するとともに、提供される情報が利用者のニーズや社会課題を踏まえたものとなるよう</u>法人全体で取り組む必要がある。(4頁)

- 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- (B. 健康と栄養に関する事項)
- 2. 栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装並びに政策提言に向けた研究に関する事項 (2) 環境整備を含めた食事・身体活動等指針や確かな健康情報に関する社会実装に資する研究
- ・ HFNet 等の「健康食品」の安全性・有効性情報提供の充実に資する研究、栄養成分等の分析方法の標準 化及び改良、食品表示の活用に関する研究等を実施すること。(9頁)
- (※中長期計画においては、厚生労働省、消費者庁と連携し、一般消費者のニーズを踏まえたウェブサイトの改修及び掲載内容の改善を実施する旨を記載する予定。)
- 第6 その他業務運営に関する重要事項

(5)情報発信・情報公開の促進に関する事項
本研究所の適正な運営と、国民や行政機関の理解及び信頼を確保するため、 <u>法人の取組内容や成果につい</u>
て適切かつ積極的に情報の発信・公開を行うこと。そのため、職員の広報に対する意識の向上を図るととも
に分かりやすい情報発信・公開に努めること。 (12頁)